難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則の

部

がを改正

す

Ź

鴚

をここに

公布

する。

平成二十九年三月三十 H

奈良県知事

荒

井

正

吾

奈良県規則第四十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づ く特定医療費 の支給に関する規則

 \mathcal{O} 一部を改正する規則

病の患者に対する医療等に関する法律 基 づ く特定医療費 の支給に関 す る規則 平

成二十六年十二月奈良県規則第四十五号) \mathcal{O} 部を次のように改正する

記載 (※) ①から②までのいずれかを							
(iii)	(S)	Θ					
指定難 診野等の 発験	年 名 参 株	専門医の資格の名称					
・ 無							
指 (1	存单	事 占					

第五号様式中

※ 上記①から③までの記載要領 ①を記載する場合:専門医資格による難病指定医の申請の場合 ②を記載する場合:都道府県が実施する指定医の養成に係る研修受講に ③を記載する場合:経過措置による難病指定医の申請の場合 ٦ る難

定機関 門医 \neg 蓹 9 Ш 併 田 Ш

を

	_		
*) ?	を記載()の又は②の		
(<u>C</u>)	Θ		
研修の	専門医の資格の名称		

医の申請の場合の養成に係る研修受講による難病指定医又は協力難病指定医の申請の場合の	研修了日	専門医の認定機関	病指定医又は協力難病指定医の申請の場合	疾病)	難病名
協力難病指定医の申請の場合	年 月 日			※ 上記①又は②の ①を記載する場合: ②を記載する場合:	か 名
	に改める。		•		

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。